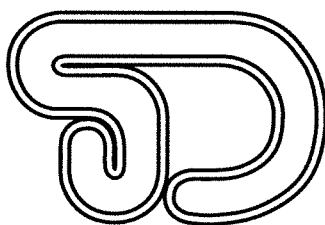


一般社団法人
東京都新宿区歯科医師会
規程集

定 款
定款施行規則
諸 規 程



一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会

URL <http://www.shin-shi.or.jp/>
〒160-0022 東京都新宿区新宿 7-26-4
TEL (03) 3200-5064
FAX (03) 3208-0829
E-mail jimu@shin-shi.or.jp

目 次

定 款	1
定款施行規則	11
会計処理規程	21
共済規程	27
役員報酬及び費用規程	30
委員会規程	32
個人情報保護に関する基本方針	34
個人情報管理規程	36
会館管理規程	41
国民健康保険指導整備委員規程	43

一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、歯科医道の高揚、歯科医学の進歩、歯科医術の発展、公衆衛生の向上、並びに歯科保健の普及を図ることにより、地域住民及び本会の会員の保健と福祉を増進し、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 歯科医道の高揚に関する事業
- (2) 歯科医学と医術の研究及び発展に関する事業
- (3) 公衆衛生と歯科保健の研究及び普及に関する事業
- (4) 地域住民の社会保険の適正享受に関する事業
- (5) 歯科医業の向上及び会員の福祉に関する事業
- (6) 地域住民及び会員への広報活動に関する事業
- (7) 地域社会の保健と福祉の増進に関する事業
- (8) 地域の防災及び災害時の対応に関する事業
- (9) その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

第3章 会 員

(会員の構成)

- 第5条** 本会の会員は、東京都新宿区（ただし、四谷・牛込地区を除く）において就業する、若しくは就業していた歯科医師で構成する。
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。
 - 3 会員を分けて第1種会員、第2種会員及び終身会員とする。
 - 4 会員の種別に関しては別に定める。

(会員の資格の取得)

- 第6条** 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みの手続きをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

- 第7条** 会員は、総会において別に定める、入会金、会費及び負担金を納入しなければならない。

(任意退会)

- 第8条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

- 第9条** 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、9条及び10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上を有する会員から、総会の目的である事項とその理由を示して総会の招集要求があった場合には、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、開催の2週間前までに会議の目的たる事項、日時、場所を会員に文章をもって通知しなければならない。

(議長等)

第16条 総会の議長及び副議長は、当該総会において会員の中より各1名を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数の同意をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の同意をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面を提出し、又は他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び出席した会員の中から総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上15名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。補欠の理事及び監事を選任する場合も同様とする。

- 2 総会の決議の前に理事及び監事の候補者の選定を選挙で行う場合は、別に定める選挙規定による。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合に、理事会は、総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬及び費用)

第27条 理事及び監事に対する報酬は、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める規程に従って支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を理事会において別に定める規程に従って弁償することができる。

(顧問)

第28条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問にこたえ、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし理事会の決議に加わることはできない。
- 4 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
- 5 顧問は無報酬とするが、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(代議員及び予備代議員の選任)

第29条 本会は、社団法人東京都歯科医師会の定款に応じ、東京都歯科医師会代議員及び予備代議員を総会の決議により選任する。

- 2 総会の決議の前に東京都歯科医師会代議員及び予備代議員の候補者の選定を選挙で行う場合は、別に定める選挙規定による。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集し、出席した理事の中から互選された理事が議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

- 第35条** 本会の事業を推進するために必要があるときは、総会が特別委員会を設置する他、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
- 2 選挙を公正に行うために総会が選挙管理委員会を設置する。
 - 3 委員会の構成、任務及び運営に関しては、別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

- 第36条** 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
 - 3 前項の職員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。
 - 4 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第37条** 本会の財産は、次の各号をもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 会費、負担金及び入会金
 - (3) 資産から生じる収入
 - (4) 寄付金品
 - (5) その他の収入

(事業年度)

- 第38条** 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始前に、会長が作成し、理事会の決議を経て総会に提出し、承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 翌1項の書類については、該当事業年度の期間及び該当事業年度の決算日の翌日から起算して10年間、事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、監査報告を事務所に10年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 1 2 章 補 則

(委任)

第 4 4 条 この定款及び定款施行規則に定めるもの及び定める方法が規定されている諸規則を除き、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(定款施行規則)

第 4 5 条 本定款の施行に関する定款施行規則は、総会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 3 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、次に掲げる者とする。
田口 文彦
- 4 本会の最初の副会長は、次に掲げる者とする。
小見 顕、鶴殿 りえ
- 5 本会の最初の専務理事は、次に掲げる者とする。
横江 順

一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 定款施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会（以下「本会」という。）の定款の施行に関する事項を規定する。

第2章 会員

(種別及び区分)

第2条 定款第5条第3項の第1種会員を、次のように規定する。

- (1) 各診療所の開設者・管理者。但し、終身会員を除く。
 - (2) 第1種会員として所属を希望し、理事会で承認された者。
- 2 第2種会員を、次のように規定する。
- (1) 第1種会員ならびに終身会員以外の会員。
 - (2) 第2種会員として所属を希望し、理事会で承認された者。
- 3 終身会員を、次のように規定する。
- (1) 通算35年以上本会会員であつてかつ満75歳に達した者で、翌年度初に会員である者。
 - (2) 平成24年度初までに通算30年以上本会会員であつてかつ満70歳に達した者。
- 4 会員の区分と呼称は、以下のようにする。
- (1) 第1種会員を日本歯科医師会、東京都歯科医師会及び本会に所属する会員と本会のみ所属する会員に分け、それぞれNTS1、S1とする。
 - (2) 第2種会員のうち、本会と連携する病院の、歯科または歯科口腔外科の代表者をH2とし、それ以外の第2種会員を日本歯科医師会、東京都歯科医師会及び本会に所属する会員と本会のみ所属する会員に分け、それぞれNTS2、S2とする。
 - (3) 診療所の開設者、管理者である終身会員を、終身Iとし、それ以外の終身会員を終身IIとする。

(入会)

第3条 本会に入会しようとする者は、本会所定の様式による入会申込書に次の事項を記入し、署名捺印のうえ履歴書を添付して本会に提出しなければならない。

- (1) 住所（電話・ファックス番号、電子メールアドレス）、氏名、生年月日、性別、本籍地
 - (2) 出身校、卒業年月日、学位称号
 - (3) 歯科医籍の登録年月日、登録番号
 - (4) 保険医登録年月日、登録番号
 - (5) 就業所の所在地、名称、開設年月日、電話・ファックス番号、電子メールアドレス
 - (6) 診療所の概要（診療所規模調査書）
- 2 入会希望者は、前項の書類を提出した後、会長、副会長及び専務理事による面接を受ける。
 - 3 前項の面接の判定を基に、理事会は適格と認めた者の入会を承認する。
 - 4 理事会の承認後、入会希望者は速やかに入会金、会費及び各種負担金を納入しその日を入会日とする。
 - 5 本会に入会した会員は、日本歯科医師会及び東京都歯科医師会に入会することができる。

(会費等の納入)

第4条 会員は、総会において別に定める方法により、定められた期日までに、会費及び各種負担金を納入しなければならない。

(異動届)

第5条 会員は、住所、氏名、種別及び区分の変更、診療所の移動・廃止等があったときは、速やかに本会に異動届を提出しなければならない。

(処分の手続き)

第6条 定款第9条により会員を除名しようとするときは、会長はその理由を文書で総会に提出し、総会の決議を求めなければならない。

- 2 前項の場合、会員は、自己弁明することができる。

(復権の審査)

第7条 本会を定款第9条の規定により除名され、又は定款第10条第1項1号若しくは2号の規定により会員資格を喪失した会員が、再び会員の資格を得ようとするときは、本会に審査を申し出ることができる。

(ブロック)

- 第8条** 本会の区域を、複数のブロックに分け、会員は各ブロックに属するものとする。
- 2 ブロックの区分は、理事会において決定し、各ブロックに代表及び副代表をおく。
 - 3 ブロックの代表及び副代表は、各ブロックに所属する会員の互選とする。
 - 4 代表及び副代表の任期は役員任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。
 - 5 会長は、必要があるとき各ブロックの代表を招集し、ブロック代表会の座長となる。

第3章 選挙

(選挙の規則)

- 第9条** この規定は、定款第22条第2項及び第29条第2項並びに定款第35条第2項及び第3項によりこれを設ける。
- 2 総会で、理事及び監事を選任する前の候補者を選定する選挙はこの章の規定による。
 - 3 総会で、社団法人東京都歯科医師会の代議員及び予備代議員を選任する前の候補者を選定する選挙はこの章の規定による。
 - 4 第2項及び第3項の目的以外の選挙を行う場合はこの章の選挙規定を準用する。

(選挙管理委員会)

- 第10条** 選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会が管理する。

(選挙管理委員会の組織)

- 第11条** 選挙管理委員会は、委員5名で組織し、委員長及び副委員長各1名を委員が互選する。

(選挙管理委員の選任と任期)

- 第12条** 委員は、総会において選任し、その任期は役員任期と同一とする。

(選挙管理委員の補充)

- 第13条** 委員に欠員を生じたときは、前条に準じ補充する。

(選挙管理委員の辞任)

- 第14条** 委員が役員候補者に立候補する場合並びに第9条第3項の代議員及び予備代議員に立候補する場合は、委員を辞任しなければならない。

(選挙権・被選挙権)

第15条 会員は、全て選挙権を有する。ただし、被選挙権は、入会后2年を経過した会員でなければこれを有しない。

(選挙人名簿)

第16条 選挙人名簿は、本会の会員名簿をもってこれに当てる。

(選挙)

第17条 選挙は、投票により行う。投票は各選挙につき1人1票とする。ただし、総会の承認を得て、投票を省略し別段の方法によることができる。

(選挙管理委員会の権能)

第18条 選挙権、被選挙権の有無、投票の効力その他選挙の実施について生じた疑義は、選挙管理委員会の決するところによる。

(告示)

第19条 選挙期日は、理事会においてこれを定め、会長は選挙の3週間前までに、これを各選挙人に文書をもって知らさなければならない。

(締切り期日)

第20条 立候補の届出の締切りは、総会開催通知の発送日前までとする。

(立候補の手續)

第21条 前条の立候補者は、本会所定の用紙に記入の上、選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし推薦候補者にあつては、推薦者2名以上の署名捺印のある推薦書と本人の承諾書を添えなければならない。

(執行)

第22条 選挙の執行に関しては、選挙管理委員長の指示に従わなければならない。

(投票用紙の交付)

第23条 投票用紙は、投票場において選挙管理委員から投票者に交付する。

(立会人)

第24条 投票及び開票の立会人は、当該総会に出席した会員の中から議長が選任する。

(秩序維持)

第25条 投票は、厳正静粛に行い、選挙の秩序を乱すような行為をした者に対し、選挙管理委員長はこれを制止しまたは退場させることができる。これにより退場させられた者については、投票の最後に投票させることができる。

(投票の終了)

第26条 選挙管理委員長が投票終了を確認したときは、その旨を宣告し、投票箱を閉鎖する。

2 前項の宣告の後には、投票することはできない。

(開票)

第27条 選挙管理委員は、投票箱を開き、投票の総数と投票者の総数を計算し、投票の内容を調査する。

(投票の判定)

第28条 選挙管理委員会は、無効投票の判定について開票立会人の意見を聞かなければならない。

2 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 候補者以外の氏名を記載したもの
- (3) 単記投票の場合に、複数の氏名を記載したもの
- (4) 連記投票の場合に、定数を超えた氏名を記載したもの
- (5) 他事を記載したもの、但し敬称の類はこの限りでない
- (6) 候補者の氏名を確認しがたいもの

(有効投票)

第29条 連記投票の場合に、候補者と候補者でない者の氏名を連記したときは、候補者に対する投票を有効とする。

2 同一候補者の氏名を2個以上記載したときは、氏名1個だけを有効とする。

3 候補者の氏名の個数が定数を満たさないときは、その数を有効とする。

(当選者の決定)

第30条 理事及び監事並びに第9条第3項の代議員及び予備代議員は得票数の多い者から順次当選者とする。

2 得票数が同数の場合は、同数であった両者とも総会の選任決議に付し、過半数の賛成を得たうえで得票数の多い方を選任する。

3 定数以下の立候補者があつた場合は、総会出席者の過半数の賛成を得て、これを当選者とする。

(当選者決定と総会での選任)

- 第31条** 選挙管理委員会は、当選者が決定したときは、ただちにこれを議長に報告する。
- 2 前項の報告を受けた議長は、すみやかにこれを議場及び会長に報告する。
 - 3 理事及び監事については、選挙後、定款第22条第1項により当選者ごとに総会で選任の決議を行わなければならない。

(辞退)

- 第32条** 当選者は、正当な理由のない限り辞退することはできない。

(選挙録)

- 第33条** 選挙管理委員会は、選挙の経過を記録した選挙録を作製し、会長に提出し、会長はこれを保存する。

(不正行為)

- 第34条** 不正の方法または行為により当選した者は、当選を無効とする。

第4章 総会

(総会の順序)

- 第35条** 総会は、特別の事情のない限り、次の順序で行うものとする。
- (1) 開 会
 - (2) 点 呼
 - (3) 会長の挨拶
 - (4) 議長・副議長の選出
 - (5) 議事録署名人の選定
 - (6) 会務報告
 - (7) 監事報告
 - (8) その他の報告
 - (9) 議案の審議
 - (10) 協議事項の審議
 - (11) 閉 会

(閉会と延会)

第36条 議長は、議事日程に記載された事項が終わったとき、閉会を宣告する。

- 2 議長は、会議が終わらない場合でも、過半数の賛成を得て、延会又は閉会をすることができる。

(発言の禁止)

第37条 議長が会議を開くことを宣言する前、又は延会、若しくは閉会を宣告した後は、何人も議事について発言することはできない。

(議事日程の記載事項)

第38条 議事日程には、会議の日時及び会議に付する事項並びにその順序を記載する。

(特別委員会の報告)

第39条 特別委員会の審査した事項が議題になったときは、まず委員長がその経過及び結果を報告する。

- 2 委員長が前項の報告をする場合には、自己の意見を加えてはならない。

(字句の整理)

第40条 議事録作成の際、決議内容の字句の整理を議長に委任することができる。

(発言の許可)

第41条 会議において発言するときは、すべて議長の許可を受けなければならない。

(発言の順序)

第42条 2人以上が発言を求めたときは、議長は発言を求めた順にこれを許可する。

(発言の範囲)

第43条 発言はすべて議題内の事項に限り、その範囲を越えてはならない。

(賛否の表明)

第44条 議事日程に記載した事項についての討議を求める者は、反対又は賛成の旨を明らかにして発言しなければならない。

(質疑討議の終結)

第45条 質疑及び討議が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

(修正の動議)

- 第46条** 修正の動議を求める者は、その案を議長に提示し、その趣旨について説明をしなければならない。
- 2 動議は、1名以上の賛成者をもって成立する。
 - 3 議長は、討議の終結後、修正案をまず採決する。
 - 4 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決する。

(決議)

- 第47条** 議長が質疑討議の終結を宣言した後、初めて決議に付する。

(決議の方法)

- 第48条** 決議の場合、議場にいない者は決議に加わることができない。ただし書面又は代理人を以って決議に加わることができる。

(決議に付する議題)

- 第49条** 議長が決議を採ろうとするときは、決議に付する議題を宣告する。
- 2 議長が決議に付する議題を宣告した後は、何人も議題の内容にわたる発言をすることができない。

(議題の可否)

- 第50条** 議長が決議を採ろうとするときは、議題を可とする者を挙手又は起立させ、その数を認定して可否を宣告する。
- 2 議長は、前項において認定しがたいときは、記名投票で決議を採らなければならない。
 - 3 前項の記名投票を行うときは、議題の可否だけを記入して投票箱に入れる。

(議題の可決)

- 第51条** 議長は、議題について異議の有無を会議に諮り、異議のないときは、可決の旨を宣告する。

第5章 財産の管理及び会計

(財産の管理及び処分)

第52条 本会の財産は、会長が管理する。

- 2 固定資産の取得は、予算の定めに従い、理事会の承認を得て行うものとする。
- 3 本会の重要な財産の処分は、総会の決議を経なければならない。
- 4 理事会が、総会に諮る必要がないと判断するものについては、理事会で決定する。

(会費等の減免)

第53条 会長は、特別の事情のある会員及び入会希望者に対して、理事会の決議を経て会費、各種負担金、入会金の一部または全部を免除するか、分納または後納させることができる。

- 2 第2種会員が第1種会員となるときは、理事会の承認を経て、入会金の差額を納めることなく第1種会員となる。

(費用弁償)

第54条 役員及び委員並びに理事会において必要と認めた者が、会務遂行のために要した費用は、これを弁償する。

(職員の給与)

第55条 職員の給与その他に関して必要な事項は、理事会で定める。

(使用料及び手数料の徴収)

第56条 本会は、事業によって使用料及び手数料を徴収することができる。

- 2 使用料及び手数料の徴収については理事会で定める。

(刊行物の価格)

第57条 本会の刊行物の価格は、理事会で定める。

(会計)

第58条 本会の会計処理に関する事項は、別に定める会計処理規程に基づき行う。

第6章 補 則

(定款施行規則の変更)

第59条 この定款施行規則は、総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規則は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 会計処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会（以下「本会」という。）の定款施行規則第58条に基づき収支の状況、財産の状態を明らかにし、能率的運営と真実明瞭な報告を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会の会計業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第3条 本会の会計は、法令、定款、定款施行規則及びこの規程の定めによるほか、公益法人会計基準（平成20年度改正版）に準拠して処理する。

(会計区分)

第4条 会計区分は、次の通りとする。

- (1) 実施事業等会計
 - (2) その他会計
 - (3) 法人会計
- 2 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

(予算及び決算の科目区分)

第5条 収支予算書及び損益計算書(正味財産増減計算書)の科目区分は、次の通りとする。

- (1) 大科目は、経常収益、経常費用、経常外収益、経常外費用とする。
- (2) 中科目は、受取入会金、受取会費、事業収益、受取補助金等、受取負担金、受取寄付金、雑収益、事業費、管理費とする。
- (3) 小科目は、中科目より下位の科目とする。

(会計年度)

第6条 本会の会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計責任者)

第7条 会計責任者は、専務理事とする。

第2章 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第8条 本会の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。

(会計帳簿)

第9条 会計帳簿は、次の通りとする。

- (1) 主要簿 ①仕訳帳 ②総勘定元帳
- (2) 補助簿 ①現金出納帳 ②預金出納帳 ③収支予算の管理に必要な帳簿
④固定資産台帳 ⑤基本財産台帳 ⑥特定資産台帳
⑦会費台帳 ⑧指定正味財産台帳 ⑨その他必要な勘定補助簿

(帳簿書類の保存)

第10条 会計関係書類の保存期間は、次の通りとする。ただし法令で保存期間の定めがあるものはその定めに従う。

- (1) 決算書類 10年
 - (2) 予算書 10年
 - (3) 会計帳簿、伝票 10年
 - (4) 契約書、証ひょう書類 10年
 - (5) その他の書類 5年
- 2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、廃棄処分する場合は、理事会の承認を受けて行う。

第3章 収支予算

(予算の目的)

第11条 収支予算は、明確な事業計画に基づいて、資産との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の流用)

第12条 予算の執行にあたり、理事会が特に必要と認めた時は、科目相互間において流用することができる。

2 科目間の流用にあたっては、中科目以下の段階で行う。

(予算の充当)

第13条 大科目の予算額を超える支出をしようとする時は、理事会の承認を要する。超過する金額と内容によっては、理事会の決議に基づき次条の補正予算とする。

(予算の補正)

第14条 予算の補正をする時は、会長は補正予算を編成して、理事会及び総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第15条 年度開始前に予算が成立しないときは、成立するまで前年度予算の範囲で暫定予算として執行する。

2 前項の期間の収入支出及び債務の負担は、成立した予算に基づく当該会計年度の収入支出または債務の負担とみなす。

第4章 決算

(決算の目的)

第16条 決算は、一定期間の会計記録を整理集計し、その収支の結果を予算と比較して、その収支状況及び会計年度末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算書類の作成)

第17条 会計責任者は会長の委任を受け、会計年度終了後速やかに定款第40条第1項の書類を作成して、会長に提出しなければならない。

第5章 出 納

(金銭の範囲)

第18条 この規程において、金銭とは、現金及び預金をいう。

- 2 現金とは、通貨のほか、小切手等の随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
- 3 手形及び有価証券は、金銭に準じて扱う。

(出納責任者及び出納担当者)

第19条 金銭の出納及び保管をするために、出納責任者及び出納担当者を置く。

- 2 出納責任者は、会計担当理事とする。
- 3 出納担当者は、会長が任命する。
- 4 出納責任者は、出納担当者が行った出納処理に間違いがないか、定期的に検査するものとする。

(金銭の出納)

第20条 収納した金銭は、会計責任者が特に認めた場合を除き、速やかに本会の銀行口座等に預け入れ、支出に充ててはならない。

- 2 金銭を収納したときは、所定の領収書を発行しなければならない。銀行振込等によって入金したときは、取扱銀行等の利用明細書をもって、これに代えることができる。
- 3 金銭の支払にあたっては、住所、氏名及び捺印のある領収書を受領しなければならない。但し、領収書を受領することができない場合には支払証明書をもって、銀行振り込みの場合は送金明細書をもってこれに代えることができる。

(預金管理)

第21条 預金口座の名義人は、会長とする。

- 2 金融機関との取引を開始し、又は終了するときは、理事会の承認を受けなければならない。

(手許現金)

第22条 出納担当者は、日常の現金支払に充てるため、必要最小限の手許現金をおくことができる。

(残高照合)

第23条 出納担当者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

- 2 預金については、年度末に残高証明により、及び毎月月末に預金の証明ができる書類により、その残高と帳簿等の残高とを照合しなければならない。
- 3 前2項の場合において、差額のあるときは、速やかに出納責任者及び会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第6章 固定資産

(定義)

第24条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価格10万円以上の有形固定資産（建物、設備、車両運搬具、什器備品等の資産をいう。）及びその他の固定資産をいう。

(区分)

第25条 固定資産の区分は「特定資産」「その他固定資産」とする。

(取得価格)

第26条 固定資産の取得価格は、次の通りとする。

- (1) 購入によるものは、その取得価格及びその付帯費用
- (2) 建設によるものは、その建設に要した費用
- (3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価格
- (4) 贈与によるものは、その時の適正な評価額

(減価償却)

第27条 有形固定資産の建物は定額法で、建物以外は定率法により減価償却を行うものとする。

(固定資産の管理)

第28条 出納責任者は、固定資産について台帳を備え、その保全状況及び異動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

第7章 引当金

(引当金)

第29条 将来の特定の支出や費用に備えるため、貸借対照表の負債の部に計上する。

第8章 補 則

(会計処理規程の変更)

第30条 この会計処理規程は、総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 共済規程

(制度の趣旨)

第1条 一般社団法人東京都新宿区歯科医師会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第5号の規定により、本会共済規程を定める。

(目的)

第2条 本会共済は、相互扶助の精神によって加入者の福祉共済をはかることを目的とする。

(加入者)

第3条 本会共済における加入者とは、本会会員であって共済負担金を納入している者をいう。

- 2 本会共済の加入者は原則として共済負担金を納入しなければならない。
- 3 本会共済への新規入会は50歳未満とする。

(共済の範囲)

第4条 本規程は次の場合に共済する事を規定する。

- (1) 加入者が死亡した時。
- (2) 加入者が全盲、又は廃疾のため業務を廃止した時。
- (3) 加入者が傷病のため30日以上診療に従事出来なかった時。
- (4) 加入者の住宅、または診療所が災害にあった時。

(給付)

第5条 共済金として死亡の場合は民法で定められた順位の相続人へ、それ以外は加入者へ次の額を給付する。

- (1) 死亡、全盲、廃疾共済金
 - (イ) 入会在籍15年以上の加入者 1,000,000円
 - (ロ) 入会在籍15年未満の加入者 800,000円
- (2) 傷病共済金
 - (イ) 傷病共済金は1日に付き2,500円の割で90日分迄とする。
 - (ロ) 前項により給付を受けるものが入院した場合は1日に付き3,000円の割で入院加算額を傷病共済金と併せて給付する。

(3) 災害共済金

(イ) 住宅又は診療所全焼 500,000 円

(ロ) 住宅又は診療所半焼 300,000 円

(ハ) 住宅又は診療所三分の一焼 150,000 円

(ニ) (イ)、(ロ)、(ハ) に該当しない被害の場合は災害の程度により、福祉厚生委員会の議を経て理事会で決定した額を給付する。

(立替払い)

第6条 加入者が、病気その他特別の理由により共済負担金を納入することが極めて困難な場合には、福祉厚生委員会の議を経て理事会で決定した後、納入すべき金額の全部、又は一部について立替払いを行う事ができる。

2 前項の立替払いの適用理由が消滅したと認められる場合には、直ちに立替払いを中止し、当該加入者に対しすでに立替払いをした金額を、一括又は分割して、すみやかに返済させるものとする。

3 死亡、全盲、廃疾共済金を給付する時、当該加入者に立替払い金がある場合には、その額を差し引いて給付するものとする。

(負担金の免除)

第7条 負担金を通算 30 年以上納入しかつ満 80 歳に達し、翌年度初に加入者である者は負担金を免除される。

(受給資格)

第8条 加入者は、定められた共済負担金（年額）を納入した日から共済金の給付を受ける権利を取得する。

(受給資格の喪失)

第9条 加入者が正当な理由なく共済負担金の納入を怠ったときには共済金の給付を受ける資格を失う。

(収入)

第10条 共済金は次の収入による。

(1) 共済負担金

(2) 寄付金

(3) 前年度繰越金

(4) その他の収入

(給付手続)

第11条 給付を受けるときは速やかに次の手続を必要とする。

- (1) 死亡の場合には死亡を証明する書類
- (2) 全盲、廃疾の場合には次の書類を必要とする。
 - (イ) 全盲、廃疾を証明する診断書
 - (ロ) 全盲、廃疾のため歯科医師免許を取り消されたことを証明する書類 (所轄保健所の歯科医師免許返還申請受理証明書)
- (3) 傷病の場合は、共済金請求書
- (4) 災害の場合は災害証明書

(特例)

第12条 共済の運営に支障を来す恐れがある場合は、福祉厚生委員会及び理事会の議を経て、負担金の臨時追加徴収又は給付金を減額する事ができる。

(退会一時金)

第13条 共済金の給付を受けることなく退会した場合は、退会一時金を支給する。

(雑則)

第14条 本規程にも関わらず施行上不備が生じた場合には、本会定款並びに定款施行規則を準用するものとする。

(規程の改変)

第15条 この規程の改変は、本会総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会

役員報酬及び費用規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会（以下「本会」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。
本会は当分の間役員は非常勤とし、この規程は非常勤役員を対象とするもので、常勤役員を設ける際はこの規程を見直すものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員報酬は月額とする。

(報酬の額の決定)

第4条 本会の役員報酬総額は総会の決議による。

- 2 役員個別の報酬月額は別表第1「非常勤役員報酬月額」のとおりとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第 6 条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことを基本とし、現金支給を妨げない。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 7 条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は、負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(規程の改変)

第 8 条 この規程の改変は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 16 日の理事会で改変の決議がなされ、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 「非常勤役員の報酬月額」

・ 会長	90,000 円
・ 副会長	35,000 円
・ 専務理事	50,000 円
・ 理事	30,000 円
・ 監事	15,000 円

一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会（以下「本会」という。）定款第35条第3項により、委員会の構成、任務及び運営について定める。

(委員会の設置・種別)

第2条 総会の諮問に応ずる為、総会の決議で特別委員会を設置することができる。

2 本会の事業推進の為、理事会の決議で常任委員会を設置することができる。

常任委員会には担当理事を置くものとする。

3 会長の諮問に応ずる為、理事会の決議で臨時委員会を設置することができる。

(委員の選任及び解任)

第3条 特別委員会の委員は総会において、常任委員会及び臨時委員会の委員は理事会において、各々選任及び解任する。

(委員会の運営)

第4条 各委員会は、委員長及び副委員長を委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を掌理する。

3 各委員会は委員長が招集する。委員長に事故ある場合は副委員長が招集する。

4 各委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

5 役員は、委員会に出席して発言することができる。

6 委員長は、総会で各事業の内容経過などについて報告しなければならない。

(特別委員会)

第5条 特別委員会の任務および委員の定数は、総会で定める。

2 委員は、総会で会員の中から選出し、議長が指名して、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、その特別委員会が解散したときをもって終わる。

4 委員長は、総会でその審議結果を報告しなければならない。

5 審議が終了後の総会で委員長が審議結果を報告し、総会の決議で審議完了と委員会解散の承認を得るものとする。

(常任委員会)

第 6 条 常任委員会として、次の委員会を置く。

- (1) 裁定審議委員会 (2) 学術委員会 (3) 公衆衛生委員会 (4) 保険委員会
 - (5) 医療管理委員会 (6) 福祉厚生委員会 (7) 広報委員会 (8) 学校歯科委員会
 - (9) 訪問歯科診療委員会 (10) 警察歯科委員会
- 2 委員の定数は、若干名とする。
 - 3 委員は、理事会で会員の中から選出し、会長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
 - 5 常任委員会の任務は理事会で別に定める。

(臨時委員会)

第 7 条 臨時委員会の任務および委員の定数は、理事会の決議を経て会長が定める。

- 2 委員は、理事会で会員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱した会長の在任期間の終了、もしくは在任期間中であってもその事項の審議が終了し、会長へ答申したときをもって終わる。

(規程の改変)

第 8 条 この規程の改変は、総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 28 日の総会で改変の決議がなされ、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会

個人情報保護に関する基本方針

一般社団法人東京都新宿区歯科医師会は、区民・都民を中心とした地域住民に対する歯および口腔の健康増進を推進するための各種事業を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

本会の取得する個人情報はこの目的に沿って使用するもので「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取り扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

1. 個人情報の取得

本会は、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取り扱います。

2. 利用目的及び保護

本会が取り扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。
また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合を除いて、個人情報を第三者へ提供することはいたしません。

3. 管理体制

- (1) すべての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏洩等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正処置を講じます。
- (2) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、その業者と個人情報取り扱い契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。
- (3) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取り扱いに関する問い合わせは随時受け付け、適切に対応します。

また、個人情報の取り扱いに関する苦情を受け付ける窓口を設け、苦情を受け付けた場合には、適切かつ速やかに対応いたします。

4. 法令遵守のための取り組みの維持と継続

- (1) 本会は、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めてまいります。
- (2) 本会が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、本会の事業内容の変化及び事業を取り巻く法令、社会環境、IT 環境の変化等に応じて、継続的に見直し、改善します。

平成 25 年 4 月 1 日

〒169-0072

東京都新宿区大久保 1-2-18

一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会
会長(代表理事) 田口 文彦

一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会(以下「本会」という。)が定める「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報の適正な取り扱いに関して本会の役職員及び会員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については次の通りとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照会することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)をいう。

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

(イ) 特定の個人情報を、コンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

(ロ) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る、生存する特定の個人をいう。

(5) 役職員等

「役職員等」とは、当法人に属するすべての理事、監事、職員及び会員をいう。

(6) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、会長によって指名された者であって、個人情報保護の法令順守体制を推進する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任中に取得・アクセスした個人情報については、この規定に従うものとする。

- 2 各種委員会委員、顧問及び本会の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、本会の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。
- 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 本会においては、総務担当理事を個人情報管理責任者とする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、本会で取り扱う個人情報について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護推進要項等を策定しなければならない。
- 3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改ざんされたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

- 2 本人から直接に個人情報を取得する場合には、本人(本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。)に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

(1) 本会の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先

(2) 個人情報の利用目的

(3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法

(イ) 当該データの利用目的の通知を求める権利

(ロ) 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

(ハ) 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

(ニ) 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

- 3 本人等以外の者から間接的に個人情報を取得する場合には、本人等に対して、前項(イ)ないし(ニ)に掲げる事項を書面又はこれに代わる方法で通知し、本人等の同意を得なければならない。

(利用目的及び個人情報の利用)

第6条 個人情報を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は本会の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得た利用目的の範囲でなければならない。

(個人情報の提供)

第7条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前に承諾した利用目的の範囲内において個人情報を当該業務委託先に対し提供できるものとする。

- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること

- (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実績がなされている者であること

- (3) 本会との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

- 3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

- 4 本条第2項の定めに従い、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、本会が当該業務委託先に課した個人情報の適正な管理業務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

(個人情報の正確性確保)

第8条 個人情報は、利用目的達成に必要な範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報の安全管理のため、個人情報の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報の消去・破棄)

第11条 保有する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報の消去・破棄を行うに当たり、消去・破棄の日、消去・破棄した個人情報等の内容及び消去・破棄の方法を書面に記録し、これを、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第12条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を関係機関に報告しなければならない。

- (1) 漏洩した情報の範囲
 - (2) 漏洩先
 - (3) 漏洩した日時
 - (4) その調査で判明した事実
- 2 個人情報管理責任者は、関係機関とも相談のうえ、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

(自己情報に関する権利)

第14条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間にこれに応じるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

第15条 本会が既に保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 法令の規程による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第16条 本会の個人情報の取り扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が担当する。

2 個人情報管理責任者は前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3 事務局の責任者は、適宜、個人情報管理責任者に苦情の内容について報告するものとする。

(規程の改変)

第17条 この規程の改変は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会会館管理規程

(規程の対象)

第1条 この規程の対象は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会会館（以下会館という。）並びに付属する施設及び備品とする。

(会館の管理責任者)

第2条 会館の管理責任者は、本会専務理事がこれにあたる。

(会館の使用)

第3条 会員が会館を使用するときは、所定の使用届を掲出し確認を得るものとする。

(施設及び備品の使用)

第4条 施設及び備品等の使用については、その旨を合わせて届出るものとする。届出以外のものについては使用を認めない。

(使用遵守事項)

第5条 会館を使用するについては、次の事項を守らなければならない。

- 1 使用時間は午前10時から午後10時までとする。
- 2 届出以外の室を使用しないこと。
- 3 火災のおそれあるものを使用しないこと。
- 4 施設及び備品を損傷しないこと。

(施設及び備品の弁償等)

第6条 使用の終了した施設及び備品は原状に復するものとする。使用者が施設及び備品を破損、滅失したときは、その損害を弁償するものとする。

(会館使用の変更)

第7条 緊急を要する会務のため、本会がこれを使用する場合は先約者に対して、その使用日時の変更を求めることができる。

(補足)

第8条 この規程により難しいもののあるときは、理事会の議を経て決める。

(規程の改変)

第9条 この規程の改変は、理事会の決議を要する。

附 則

この規程は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会の設立の登記の日(平成25年4月1日)より施行する。

一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会

国民健康保険指導整備委員規程

(名称)

第1条 この委員は一般社団法人東京都新宿区歯科医師会（以下「本会」という。）国民健康保険指導整備委員という。

(目的)

第2条 この委員は、本会の定款第4条第1項第4号に基づき、国民健康保険診療の円滑適正な実施を期するため療養取扱機関並びに国民健康保険医の診療報酬請求書を自主的に整備し、個別及び集団指導を行う。

(構成)

第3条 この委員は、本会会長の委嘱する委員をもって構成し、保険委員会に帰属する。委員は保険診療に知識と経験を有し、かつ高潔なる人格者をもってこれに当てる。

(任期)

第4条 この委員の任期は、保険委員会の委員の任期と同じとする。

(任務)

第5条 この委員は、第2条の目的達成のために次の事柄を行うものとする。

(1) 事務的事項の指導整備

記号番号、保険者名、患者住所並びに氏名、生年月日、男女別、傷病名、診療開始年月日、診療実日数、療養取扱機関の所在地及び名称等の整備

(2) 診療内容の指導整備

(イ) 病名と診療内容の不一致の有無

(ロ) 診療内容、投薬等の適切な診療報酬請求についての指導

(ハ) 適要欄の適切なる記載事項の指導

(3) 前項の指導整備については、電話等により迅速に療養取扱機関と連絡をとり、速やかに補足訂正の上、第2条の目的に添うようにする。

(義務)

第6条 この委員又はかつて委員であった者は、この任務によって知り得た業務上又は個人の秘密を洩らしてはならない。

(規程の改変)

第7条 この規程の改変は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

規 程 集

(非 売 品)

発行日 平成 25 年 4 月 1 日

発行所 一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 7-26-4

電 話 (3 2 0 0) 5 0 6 4

F A X (3 2 0 8) 0 8 2 9

発行人 田口 文彦

印刷所 現代社

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-8-21